

三日給一月七十元以下ノモノハ貸銀現狀維持ノコト一月七十
 元以上ノモノハ貸銀八分減ノコト 但シ一年後ニ至リ爾後
 半年ノ内ニ貸銀八割ニ復スルニト
 以上ノ提案ニ對シ爭議團ニ会社ノ誠意ヲ認シ明九日兩會ヲ
 約シ交渉シタリ
 三月九日後一時ヲ双方代表會見ニ小川邦彦新設社長ノ地位
 ノ條件ニテ折衝ヲ重ネタル 結果別紙條件ニテ内渡得決シ
 右及申(通)外候也

別紙

- 一 逕取身當制度ハ経営者側及経営員側ヨリ委員若干名ヲ選出シ其ノ
 委員會ノ決議ニ依リニテ決スルニト
- 二 金並帳不場ハ違ラシテ設備スルニト
- 三 年二回ノ賞與手當及臨時出勤手當ハ營業ノ慣例ヲ踏襲ス
- 四 健康保險種ハ終末ノ時リトス
- 五 今年獲得月ハ今八月ヨリ又出ス
- 六 休業中ノ日休ハ解雇時當十ヨリ分ラシテ之ヲ打切ハスト
- 七 日給一月七十元以上ノ者ハ三月土曜日ニ回半日ニ繰越スルニト 但シ一月九十元以下
 ノ者ハ右繰越ニお收入ヲ極少ス
- 八 繰越者ヲ本ハニト及十三日ヨリ作業開始スルニト

此紙
 軍部ハ出来得ハ限リ努力スルニト
 以上